

令和2年8月13日	
資料提供	
担当課	産業技術政策課
担当者	産業技術推進班 乗（くわ） 片桐
電話	073-441-2355

## 令和2年度第2回先駆的産業技術研究開発支援事業公募開始のお知らせ

県では、高いニーズが見込まれる新しい商品・サービス提供の基礎となるような、先駆的な研究開発や先駆的なサービス・商品の事業化に向けた実証実験を行う県内企業等を支援します。

### 1 補助対象事業と補助対象者

#### (1) 補助対象事業

##### ① 先駆的産業技術研究開発

事業者並びに県立試験研究機関、大学及び高等研究機関等（以下「公設試等」という。）が保有する技術シーズを活用して、商品化に向けた技術を確立するための事業者単独の研究開発事業又は公設試等との共同による研究開発事業。

市場に投入することを前提とした技術を確立するための研究開発（基礎研究から試作品の開発・評価まで）を対象とします。

##### ② 先端技術社会実装

和歌山県内に事業所を有する企業が新たな商品やサービスを生み出すことを目的とし、先端技術の社会実装や高付加価値化に向けた実証実験等を行う事業。

実証基盤となる試作品・サービス開発が既に開発済みであり、実証実験等を行う為の環境も既に確保している状態であることが条件となります。

#### (2) 補助対象者

##### ① 先駆的産業技術研究開発

ア 和歌山県内に事業所を有し、補助事業の主たる実施場所が和歌山県内に所在すること。

イ 補助事業において自らが主体的に研究開発を行うこと。

##### ② 先端技術社会実装

ア 和歌山県内に事業所を有し、補助事業において主たる技術・能力を持つ、若しくは実用化後主たる新たな商品やサービス提供を行う者

イ 補助事業において自らが主体的に補助事業を行うこと。

### 2 補助率等

(1) 補助率 補助対象経費の3分の2以内

(2) 補助額 1件あたり2,000万円以内

(3) 補助期間 3年以内（今回は令和4年度末までに完了予定の事業が対象です。）

(4) 補助対象経費（本事業に直接必要な経費のみ認められます）

人件費、旅費、外部専門家に対する謝金及び旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、原材料費、通信運搬費、手数料、委託料、外注加工費、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、特許出願経費 等

(5) 優先採択分野

第二次基本計画に基づく以下の8分野の事業を優先的に採択します。

- ① ロボット等加工・組立技術分野、② 化学分野、③医療・福祉分野、④バイオ・食品分野、
- ⑤ エネルギー・環境分野、⑥ IT・ソフトウェア・情報技術分野、⑦ 農業・林業・水産業分野、⑧ 航空・宇宙分野

### 3 募集期間

令和2年8月17日（月）から10月2日（金）17時まで（郵送の場合、当日消印有効）

### 4 応募方法

#### (1) 提出書類

- ①補助金交付申請書（様式あり）
- ②補助金交付申請内訳書（様式あり）
- ③補助申請者概要書（様式あり）
- ④補助金事業計画書（様式あり）
- ⑤収支予算書及び参考資料（様式あり）
- ⑥申請事業の内容が分かる書類の写し
- ⑦経費の積算根拠となる書類（見積書）の写し
- ⑧商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書（原本）
- ⑨定款の写し
- ⑩最近2か年の財務諸表の写し
- ⑪会社の事業内容の詳細がわかる書類
- ⑫概算払いを必要とする理由書（様式あり）

（創業5年以内の事業者で概算払い制度の利用を希望する場合）

申請様式は県のホームページからダウンロード、確認ができます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/senku.html>

#### (2) 提出方法

(1)の提出書類一式を下記まで持参又は郵送してください。（当日消印有効）

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁産業技術政策課  
「先駆的産業技術研究開発支援事業担当者」あて

### 5 審査等

外部の専門家による書面審査と審査委員会による審査を行います。審査委員会においては、申請者からプレゼンテーションを行っていただきます。

### 6 留意事項

- ① 製造販売に使用する経費（機械装置、工具器具、原材料、消耗品等）は対象となりません。また本事業で購入した機械装置等を製造販売用に転用した場合、補助金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
- ② 補助の対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に補助金、助成金の交付若しくは支援を受けている場合、又は今後受ける予定がある場合は、この事業の補助対象とはなりません。
- ③ 提出いただいた申請書類は返却いたしません。また、申請書類に記載された個人情報の本事業にのみ利用し、その他の目的に利用することはありません。
- ④ 創業5年以内の事業者で概算払い制度の利用を希望する場合は、上記4の提出書類と併せて要綱別記第4号の2様式「概算払いを必要とする理由書」を必ず提出してください。